

一般社団法人 福島県理学療法士会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 福島県郡山市喜久田卸1丁目1番1号 に置く。

第3条 この法人は、社員総会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、福島県内の理学療法士の人格・倫理および学術技能を研鑽するとともに、理学療法の実践普及を図ることを以って、福島県の医療・保健・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 理学療法を通じた、福島県民の医療・保健・福祉の増進に資する事業
- (2) 理学療法を通じた、福島県民の健康の増進及び障害並びに疾病の予防に資する事業
- (3) 理学療法の学術、技能、研究の振興に関する事業
- (4) 理学療法の実践普及、指導に関する事業
- (5) 理学療法に関する調査研究事業及び刊行物の発行
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (7) 介護保険法に基づく、居宅サービス事業および介護予防サービス事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した理学療法士であって、福島県内に勤務又は居住する者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た者

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書に入会金、会費を添えて理事会に提出し、承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第24条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を納入しないとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 免許を取り消されたとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 第11条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第13条 第11条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名、住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び監事

(役員)

第15条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上18名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及びその他の理事をもって業務執行理事とする。

(選任)

第16条 当法人の理事及び監事は正社員の中から社員総会において選任する。

2 会長は、理事会の決議により理事の中から選任する。なお、選定にあたっては正会員の意見を参考にすることができる。

3 副会長は会長が指名し、理事会の承認を得る。

4 理事及び監事の選任を行うために必要な役員選挙規程は、社員総会の決議により、別に定める。

(役員職務)

第17条 会長は、当法人を代表し、業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成して第33条に定める事項を審議し、執行する。

4 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に関する職務を行う。

- (1) 監事は理事会に出席し、理事の職務執行を監査し、必要があるとみとめるときは意見を述べなければならない
- (2) 監事は、法務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない
- (3) 監事は、理事が不正行為をし、若しくは不正行為をするおそれがあるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない
- (4) 前号の場合において、理事に対して理事会の招集を請求できる
- (5) 監事は、総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない

(役員任期)

第18条 理事の任期は就任後2年、監事の任期は就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。なお、再任は妨げない。ただし、会長にあっては連続して5任期を超えてこれにあたることはできない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠又は増員された理事の任期は、前任者または他の在任理事の在任期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者の残存期間と同一とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(報酬)

第19条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、総会の決議を経て別に定める。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に、若干名の顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役の取り扱いについては、これを別に定める。

第5章 社員総会

(社員総会)

第21条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(構成)

第22条 社員総会は正社員及び名誉会員で構成する。

(開催地)

第23条 社員総会の開催場所は、理事会において決定する。

(権限)

第24条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員を選任及び解任

(4) 各事業年度の事業報告及び決算報告

(5) 各事業年度の事業計画及び予算

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第25条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第26条 社員総会は、代表理事(会長)が招集する。

2 社員総会の招集は、理事会において決定する。

3 社員総会を開催するには、会日より5日前までに、開催日時、場所および議題を記載した書面を持って、各社員に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した社員のうちから選任する。

(定足数)

第28条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決方法)

第29条 社員総会における議決事項は、あらかじめ通知された事項とする。

2 社員総会の議決は、一般社団・財団法人法に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し(委任状による出席を含む)、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議決権)

第30条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(代理)

第31条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の委任をした正会員は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領および結果を記載しなければならない。

2 議事録には、議長、代表理事及び出席した理事が記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所、及び総会の目的事項を定める
- (2) 定款施行細則ならびに規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 会長の選定及び解職

(理事会の開催)

第35条 理事会は次に掲げる場合開催する

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があるとき

(招集)

第36条 理事会は前条2号を除いて、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会日の5日前までに通知しなければならない。

3 会長は前条2号による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長が当たる。

(理事会の定足数、議決)

第38条 理事会の議事は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもってする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし、第34条1項及び同条3項については会長及び理事総数の過半数により決する。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合は、第1項について出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第7章 計算

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 附属明細書

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(余剰金の処分制限)

第47条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。
2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上を得なければ変更することができない。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他一般社団・財団法人法で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、社員総会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

3 前2項にかかわらず、理事会が委員会の設置を必要と認めるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。この場合には、設置後に開催される社員総会において、承認を得ることとする。

第10章 局

(局の設置等)

第52条 この法人の事業を推進するため及び事務を処理するために、局を設置する。

2 局には局長を置き、社員の中から理事会が任免する。

3 局の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

第 1 1 章 情報公開

(情報公開)

第 5 3 条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告の方法)

第 5 4 条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 附則

(委任)

第 5 5 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、社員総会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第 5 6 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

[附則]

1 任意団体福島県理学療法士会の正会員及び名誉会員である者は、定款第 6 条の規定にかかわらず、任意団体福島県理学療法士会の解散と同時に本会の正会員及び名誉会員とする。

2 任意団体福島県理学療法士会が解散したときには、その解散時に属した権利義務の一切は、本会が継承する。

3 本定款は平成 2 6 年 4 月 2 0 日より一部改訂し施行する。